

区画線設置工事共通仕様書新旧対照表

				平成22年7月版					令和8年3月版	
章	条	項	項以下	現行条文	章	条	項	項以下	新条文	改定理由
1	3	0	0	区画線及び道路表示の色彩は「道路標識、区画線及び道路表示に関する命令」別表第4及び別表第6によるものとする。	1	3	0	0	区画線及び道路標示の色彩は「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」別表第4及び別表第6によるものとする。	表記修正
2	8	5	0	5. 塗 装 (1) 塗装に先立ちアスファルトフェルト紙やブリキ板等でテスト引きを行い、色、厚さ、幅、散布ガラスビーズ量等のチェックを行い監督員の承諾を受けるものとする。	2	8	5	0	5. 塗 装 (1) 塗装に先立ちアスファルトフェルト紙やブリキ板等でテスト引きを行い、色、厚さ、幅、散布ガラスビーズ量等のチェックを行い監督員の承諾を受けるものとする。ただし、復旧や引き直し等において施工延長が短い場合についてはテスト引きの可否を監督員に協議できるものとする。	追加 R7.3国改定に伴う。
3	10	1	0	1. 材料の加熱 塗料は概ね50～80℃に加温して、作業性、接着性、仕上がりに適した状態の粘度まで低下させ一定粘度とするものとする。	3	10	1	0	1. 材料の加熱 塗料は概ね50～80℃に加熱して、作業性、接着性、仕上がりに適した状態の粘度まで低下させ一定粘度とするものとする。	表記修正
4	11	1	0	1. 材 料 (1) 塗料は着色顔料、体質顔料及び合成樹脂ワニスを主な原料として作られたものでJIS K 5665 の1種に適合するものを使用するものとする。	4	11	1	0	1. 材 料 塗料は着色顔料、体質顔料及び合成樹脂ワニスを主な原料として作られたものでJIS K 5665 の1種に適合するものを使用するものとする。	表記修正
5	14	0	0	第14条 施工業者名及び施工年月日等の打刻標示（溶融式のみ） 請負業者は、業者固有名称及び施工年月日を表示しなければならない。表示位置については監督員と協議するものとする。	5	14	0	0	第14条 施工業者名及び施工年月等の打刻標示（溶融式のみ） 請負業者は、業者固有名称及び施工年月を表示しなければならない。表示位置については監督員と協議するものとする。	修正 R7.3国改定に伴う。